

互助会からのお知らせ

◆施設利用補助◆

当互助会の指定宿泊施設に宿泊した際、1泊につき1人1,000円の補助を受けられます。指定宿泊施設は、当互助会ホームページや、福利厚生ハンドブックをご覧ください。

○施設利用補助は2つの方法があります。

1.【直接割引】

宿泊施設のフロントに互助会員証を提示すると、清算時に1泊につき1人1,000円の補助を受けられます。【直接割引】は、会員が単独で県内及び北海道・東北の施設に宿泊した場合のみです。

2.【後日請求】

所定の宿泊料金を支払った後、「施設利用補助金請求書」に、宿泊施設の領収書（原本）を添付し、当互助会に補助金の請求をすると、後日、医療費補助金等の給付金と同じ登録口座へ補助金が振り込まれます。東京都内の施設は、すべて【後日請求】となります。

○被扶養者の補助方法を【後日請求】へ変更しています。

平成31年4月1日宿泊分から、被扶養者が宿泊した場合は、【後日請求】へ変更しています。また、会員が被扶養者同伴で宿泊した場合も、【後日請求】としています。

利用区分	会員単独で利用	会員を含め複数名で利用	被扶養者のみで利用
宿泊者	全員会員本人	会員と被扶養者でない者	会員と被扶養者
補助方法	補助対象が本人のみなので【直接割引】	補助対象が本人以外にも含まれるので【後日請求】	

〈注意!!〉

ネット予約をした場合

ネット予約をし、精算後に宿泊する場合は、会員単独利用でも【直接割引】が受けられない場合があります。【直接割引】する場合は、現地で精算するようお願いします。

精算後に宿泊した場合は【後日請求】となりますので、当互助会へ施設利用補助金請求書を提出してください。

会員単独利用時

